

Title	フランスおよびヨーロッパの工業所有権法
Sub Title	Le droit de la propriété industrielle en France et en Europe
Author	Triet, Gregoire(Ohashi, Asaya) 大橋, 麻也
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2010
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.15/16 (2010. 3) ,p.225- 252
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	2009年度大陸法財団寄付講座「大陸法特別講義」
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20100325-0225

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスおよびヨーロッパの工業所有権法

グレゴワール・トリエ
大橋 麻也／訳

序説

- I. フランス法における特許
 1. フランスの領土において効力を有する特許の種類
 2. 何が特許されるか
 3. 誰が特許を取得することができるか
 4. 特許はどのように出願されるか
 5. 特許によって与えられる権利
 6. 特許権の消滅
- II. フランス法における商標
 1. フランスの領土において効力を有する商標の種類
 2. 商標として出願することができるものは何か
 3. どのように出願するか
 4. 商標登録によって与えられる権利
 5. 商標権の消滅

序説

知的所有権には大きく分けて2つの分野があります。伝統的に民法に関連づけられる文芸的および芸術的所有権(propriété littéraire et artistique)、ならびに、より商法に接近した工業所有権(propriété industrielle)です。

本日の講義では工業所有権を取り上げます。文芸的および芸術的所有権は、来週の月曜日の講義で取り上げます。

a) 工業所有権の定義：

工業所有権には2つの大きなまとまりがあり、それらは別々の目的に応える

ものです。すなわち、産業創作物（*créations industrielles*）と識別標識（*signes distinctifs*）です。

・産業創作物（例えば、技術の発明、新規のデザインなど）は、知的プロセスの成果、技術革新に通じる研究の成果です。技術革新を奨励するために、創作者または発明者には、その創作物または発明に対する利用独占を与えることによって報酬が支払われます。しかし、この独占は、さらなる技術革新を妨げないよう時間的に制限されています。

・識別標識の目的はこれと根本的に違います。識別標識は商業の論理に従います。経済主体は、その商品および役務が、製造業者であれ流通業者であれ特定の企業を出所とするものであると公衆に認識されるように、市場において、その商品および役務を他と区別する必要があります。そのために、これらの経済主体は、自己の商品および役務を競争者のそれと識別する目的で標識を専有します。最も良く知られた例は商標（*marque*）です。商標に対する権利は専有（*appropriation*）という行為から派生します。技術革新または創作という考え方は問題となりません。こうした論理の違いを考慮すれば、商標の独占を時間的に制限する理由はないこととなります。

工業所有権は、様々な工業所有権の資格（*titre*）を付与し管理する官庁を通じて国によって与えられます。フランスにおける主要な組織は、工業所有権局（*Institut National de la Propriété Industrielle: INPI*）です。工業所有権局は、特許（*brevet*）、商標、登録意匠（*dessins et modèles enregistrés*）などの主要な資格を管理しています。

注記：工業所有権とは、狭義には、法律によって限定列挙され、登録によって保護される一定の資格のみを指します。

特許とは別に、特許の対象となっていないノウ・ハウ (savoir-faire) およびあらゆる種類の秘密情報があります。それらは特許要件 (conditions de brevetabilité) を満たしていない知識ではありますが、それにもかかわらず一定の経済的価値を有しています。これらの要素は、主に守秘義務および契約上の秘密保持の合意によって保護されます。

同様に、商標とは別に、商号 (nom commercial)、社名 (dénomination sociale)、ドメインネーム (nom de domaine) などのその他の識別標識があります。その無断使用は、主に不正競争訴権に基づいて、または、より一般的には民事責任規定に基づいて制裁されます。

持ち時間が限られていますので、これらの商標以外の識別標識に関する制度は取り上げないことにします。

b) ヨーロッパとフランスの工業所有権法の沿革

工業所有権法は、後に見るように、ヨーロッパにおいて一定の均質性を示しています。それでもやはり国による違いはあり、私は、フランスの弁護士としてとりわけフランスの例に基づいて話をしようと思います。しかし、みなさんがより広い視野をもつことができるように、できるかぎり話題を拡げていくよう心がけることにします。

ヨーロッパ全体でそうであるように、工業所有権に関する初期の立法がなされた背景には、自由主義の到来と産業の発展が見られました。

フランス工業所有権法における初期の重要な法文は、19世紀または20世紀初頭にさかのぼります。これらの法文は時代とともに発展してきました。今日、工業所有権法は知的所有権法典 (Code de la propriété intellectuelle) の中において法典化されています。これがフランス工業所有権法の主要な法源です。

フランス法は、知的所有権の国際化の影響を強く受けてきました。

実際、19世紀末には、技術の普及と国際貿易の発展とを可能にするために工業所有権法を調和させる必要が感得されたのでした。逸話になりますが、1873年のウィーン万博の際には、自国の発明が他国に盗まれるのではないかという

懸念から万博への参加を拒否した国が複数あったのです。

工業所有権に関する初の重要な国際条約、パリ条約（1883年3月20日）が生まれたのは、特にこのような状況が確認されたためでした。パリ条約は、各国の保護水準を接近させることを目的としていますが、その目的は、特に、〔条約の締約国によって形成される〕パリ同盟の同盟国民に対する内国民待遇（assimilation unioniste）の原則を適用することによって実現されます。つまり、締約国出身の外国人は、権利保護を求められる国の国民と等しく扱われ、工業所有権の保護について同一の権利を享受することになるのです。

20世紀には、特に、知的所有権の保護の促進と若干の国際条約の管理を任務とする世界知的所有権機関（Office Mondial de la Propriété Intellectuelle: OMPI=WIPO）、および、（ヨーロッパ特許を管理する）ヨーロッパ特許庁（Office européen des Brevet: OEB=EPO）の創設、または、世界貿易機関（Organisation Mondiale du Commerce: OMC=WTO）の枠内における1994年のTRIPS協定（Accords ADPIC）の署名が見られました。

今日、フランスは工業所有権関連の国際条約またはヨーロッパ条約の大部分に加盟しており、それにしたがって法を適合させています。ヨーロッパ連合の加盟国として、フランスの工業所有権法は、さらに共同体法にも適合するものでなければなりません。

これらの様々な法制度が、フランス法に積み重なります。

したがって、フランスの領土において認められる工業所有権の資格が積み重なるのです。

若干の序説を述べましたので、これからテーマの核心に入りたいと思います。工業所有権はさきわめて多様な制度に服するため、実際上最も重要な2種類の権利を順に取り上げて話を進めることにします。すなわち、特許（I）と商標（II）です。時間の関係上、登録意匠の制度については扱いませんが、これについては、月曜日に、意匠に関する創作物の問題を検討する際に一言触れたいと思います。

I. フランス法における特許

特許は、物であれ方法であれ、技術に関する発明を保護することを主たる目的とします。技術に関する発明とは、技術的課題に対する解決のことです。

特許は、20年の独占的保護を与えるものです。

このほかに、特許に関連した権利があります。

- ・実用証 (certificat d'utilité)：すぐに陳腐化するため、長期間の保護を必要としない発明に対して6年の保護を与えるものです。実際にはほとんど利用されません。
- ・追加特許証 (certificat complémentaire de protection)：医薬品特許について、市場流通の承認を得る必要があるために特許を商業的に実施することができなかった期間を補填する目的で、特許期間を延長するものです。
- ・植物新品種証 (certificat d'obtention végétale)：植物新品種を対象とするものです。

割り当てられた時間の関係上、特許のみを取り上げ、以下の項目について検討します。

- ・フランスの領土において効力を有する特許の種類
- ・特許取得要件
- ・特許取得手続
- ・特許によって与えられる権利
- ・特許権の消滅

1. フランスの領土において効力を有する特許の種類

序説で述べましたように、フランスを含むヨーロッパ連合加盟国は、その領土上で、国内特許のみならず国際的な起源を有する特許についても効力を認めています。以下のものが保護されます：

1.1 フランス特許

ヨーロッパ各国にはそれぞれ国内特許が存在します（例：フランス特許、ドイツ特許など）。これらの特許は、国内の特許官庁によって国内の手續規定にしたがって付与され、その国の国内法に服します。

1963年11月27日の特許法の統一に関するストラスブール条約は、署名したヨーロッパ9ヶ国の国内特許法の若干の側面、とりわけ特許要件および特許の効力を調和させました。よってこれらの基準は、ヨーロッパ諸国の大部分においてほぼ類似したものとなっています。

フランスの特許には費用がほとんどかかりません。特許を実施する市場が国内の場合には、その効力は十分なものとなります。工業所有権局は願書の審査（出願審査、examen de la demande）において極端に厳格なわけではないので、フランスで特許を取得することはかなり容易です。フランス特許は、外国への特許拡張の願書を提出する基礎となることができます。

しかし、国内特許にはいくつかの欠点があります。つまり、定義からして、国内特許は純粋に国内的効力しか有しません。特許を実施する市場がより広い場合、関係各国で国内特許の出願をすれば、長期かつ高額の手続が要求されます。さらに、審査の厳格さが国によって違うため、国内特許の確かさの度合いは国によって様々です。

各国で複数の出願を行わなければならないという欠点を解消するために、「国際」特許が創設されてきたのです。

1.2 国際特許または特許協力条約（PCT）

1970年6月19日のワシントン「特許協力条約（*Patent Cooperation Treaty*）」には、約100ヶ国が加盟しています。この条約は、世界知的所有権機関の管理による出願手續（procédure de dépôt）の一本化を可能にしています。世界知的所有権機関では、願書の形式的審査（examen formel de la demande）および先行技術調査（recherche d'antériorités）が行われます。次に、第2段階として、願書は、出願人の指定した国に対する複数の国内願書に分かれます。よって、「国

際特許(brevet international)」という呼び名は誤解を招きます。それは実際には、複数の国内特許の付与をもたらす国際的な特許願書(demande internationale de brevet)なのです。

PCT特許の利点：(i) 一本化された出願手続の存在によって、手続と手数料の支払を複数回行わずに済みます。

(ii) 出願人が特許を取得しようとする国の指定は、手続の中で後から行うことができます。よって、出願人には、国内手続の段階にうつり、そこで要求される金額を支払う前に、自己の特許の潜在的価値を評価する時間が与えられていることとなります。

PCT特許の欠点：一本化されているのは出願のみです。願書およびそこから生ずる特許(調和されたにもかかわらず、特許要件の判断が異なるおそれあり)は、やはり国内的なものです。PCTの手続にかかる費用は、国内出願を別々にした場合よりは低額ですが、高額であることに変わりはありません。

統合に向けたさらなる歩みは、ヨーロッパレベルで進められました。

1.3 ヨーロッパ特許

1973年10月5日のヨーロッパ特許に関するミュンヘン条約(Convention sur le Brevet Européen: CBE=EPC)：

この条約はヨーロッパ諸国(地理的な意味でのヨーロッパ：これはヨーロッパ連合から派生する組織ではありません)の大部分によって批准されました。この条約は、ヨーロッパ特許機関を創設し、単一の官庁、つまりミュンヘンにあるヨーロッパ特許庁(OEB)による特許付与手続を組織するものです。国際特許と同様に、ヨーロッパ特許は、付与されるときは、複数の指定国の国内特許に分かれます。

しかし、国際特許に比べ、ヨーロッパ特許は、出願のみならず特許付与手続の全体が一本化されるという利点を有しています。これによって、特許の付与は大いに統一されることとなります。ヨーロッパ特許庁での手続は厳格で、そこから生ずる特許は確かなものです。

欠点はまだ残っています：付与された特許は国内特許とみなされ、侵害がヨーロッパの複数の国で行われた場合でさえも、侵害訴訟は別々の国内裁判所に分散するのです。これは、判決の不一致のおそれと、侵害訴訟を一本化することの困難とを伴います。数年来、ヨーロッパ特許訴訟を裁判する国際裁判制度の創設を検討するための議論が進められています。

1.4 ヨーロッパ共同体特許

ヨーロッパ共同体特許を創設する計画がありますが、これは今のところ実現には至っていません。実現するとしたならば、それはヨーロッパ連合27ヶ国全体で効力を有する単一の特許となることでしょう。

2. 何が特許されるか

特許は、ある発明（invention）について、それが新規（nouvelle）であること、進歩性のある発明行為（activité inventive）を前提とすること、および産業上利用可能（susceptible d'application industrielle）であることを条件に取得することができます。さらに、その発明が特別の法文によって特許可能性を否定されていないことが必要です。

2.1 特許は発明を対象とする

法律は発明を定義しておりませんが、発明に当たらず、よって特許によって保護されないものが若干存在することを明示しています。それは以下の場合をいいます：

- ・発見、学問理論または数学的解法；

これらは人に先行して存在するもので、人の創作の成果ではないという考え方です（例：重力の法則など）。

- ・外科または〔その他の〕治療に関する処置方法；

この規定は、医療行為または処置方法に特許を与えることを禁じるものです。

これに対し、方法ではなく物である医薬品に特許を与えることは禁止されません。同様に、治療以外（例：美容）の目的のための人体の処置方法に特許を与えることは禁止されません。

- ・コンピュータ・プログラム

ただし、これは著作権によって保護されます。

- ・経済理論

- ・動物種

- ・人体、およびその要素（特に遺伝子の塩基配列）の単なる発見、クローン化方法、遺伝子的同一性の変更方法、胚の利用方法。

法律は、これらの要素そのものの特許可能性を否定しているのみで、これらの要素のいずれかを利用した発明、例えばコンピュータ・プログラムを利用した発明に特許を与えることはできると考えています。特許されないソフトウェアとソフトウェアによって実施される特許可能な技術方法の間に境界線を引くことは困難である場合があります。ヨーロッパ特許庁の非常に寛大な実務は（コンピュータ・プログラムまたは経済活動の方法に特許を与えることを容認する方向にあるのですが）、現在、ヨーロッパで大いに議論されています。

発明を以下のように区別するのが慣例となっています。

- ・物（produit）の発明（その物は、生産方法にかかわらず保護されます）
- ・方法（procédé）の発明（特許は当該方法を対象とするのであって、第三者が別の方法によって同一の結果に到達することを妨げません）
- ・用途（application）の発明（既に知られた方法を利用して、いまだ考えられていなかった結果に到達することです。例：化学染料として既知となっている物を殺虫剤として利用すること）
- ・組合せ（combinaison）の発明（既に知られた方法を組み合わせて総合的な結果に到達することです）

2.2 発明は新規でなければならない

特許を付与されるには、発明は新規でなければなりません。すなわち、それは既存の技術水準（*état de la technique*）にすでに含まれては（つまり、既知のものとなっていては）ならないのです。

技術水準は、出願日前に公衆に入手可能となっていたすべての情報からなります。公知化（*divulgation*）はいつ生じても（例：肉屋の鉄製の手袋は、中世の騎士の武具の中に見られるため、公知となったものと判断されました）、世界のどこで生じてもよいのです。特許の新規性（*nouveauté*）を喪失させる文書資料を、先行技術（*antériorité*）と呼びます。

公衆とは、秘密保持義務を負わないすべての者をいいます。

先行技術は「すべてが揃った（*de toutes pièces*）」ものでなくてはなりません。つまり、そこには問題となっている発明の全体が見出されなければなりません。

公知化は十分なものでなければなりません。先行技術は、公衆に、特別な困難もなく発明を再現することを可能としなければなりません。簡略かつ曖昧な見取り図では不十分です。

先行技術の入手方法は重要ではありません。人の背丈ほどの塀で囲まれた企業の中庭で実験が行われた場合、発明は公知になったものと判断されます。

實際上非常に重要な事柄：公知化は、発明について特許を取得する前に論文を公表する研究者の場合にしばしば見られるように、発明者自身の行為であることがあります。例外的な場合を除き、日本におけるような、発明の新規性が喪失しなかったものとみなされる猶予期間（*délai de grâce*）はありません。

フランスには、1年の優先権制度（*système de priorité*）があるにすぎません。〔パリ条約の締約国によって形成される〕パリ同盟の同盟国において特許を出願した発明者は、〔その後1年間〕、先の出願と後の出願との間に他人によってなされた出願に妨げられることなく、他の国において出願を行うことができます。

2.3 発明は進歩性のある発明行為を前提としなければならない

発明は、「当業者 (homme du métier)」の目から見て、技術水準から自明のこととしては生じないものである場合には、進歩性のある発明行為を前提とするとみなされます。当業者とは、当該技術の専門家で、平均的能力を有する者です（様々な技術の専門家の集団である場合もあります）。

進歩性の基準は、新規性の基準とは異なります。新規性の基準とは、単に、発明がすでにその状態で存在してはならないというものです。進歩性の基準とは、その発明が既存のものとの質的な差を示さなければならないというものです。

2.4 発明は産業上利用可能でなければならない

発明の対象は、産業分野において生産され使用されるものでなければなりません。ここで「産業」とは広義に用いられ、とりわけ農業を含みます。

発明は、商業的利益の有無とは関わりなく、技術的に実現されることで十分です。

2.5 適法性の要件

発明は、人間の尊厳、公の秩序または善良の風俗を害するものであってはなりません。かつて、避妊方法または避妊薬についてはこのような問題がありました。今日では、例えば、コンピュータまたは銀行カードのハッキングシステムについて問題が生じうるでしょう。

3. 誰が特許を取得することができるか

フランスでは、特許権は原則として発明者に帰属しますが、発明者は特許を出願する権利 (droit à déposer un brevet) を譲渡することができます。最先の出願人 (déposant premier) は発明者と推定されます。発明は共同で出願されることも可能です。

労働者または公務員がした発明については特別の規定があります。

例えば、発明者たる労働者が発明の役割を含んだ職務を行使する場合、発明は自動的に企業に帰属し、企業は労働者に手当（prime）を支払わなければならないこととなります。発明者たる労働者がそのような業務を与えられてはいませんが、その発明が当該企業と関係する場合（労働中に実現された、企業の手段を用いて実現された、企業活動の領域に属するなど）、企業は、「正当な対価（juste prix）」の支払を条件に発明を自己に帰属させることができます。それ以外の発明は労働者に帰属します。

4. 特許はどのように出願されるか

4.1 特許願書の内容

原則として、特許はひとつの発明のみを対象とすることができます。ただし、複数の発明が緊密に関連している場合はこの限りではありません。

特許願書は明確かつ完全な特許明細書（description）を含んでいなければなりません。これは、第三者が発明を再現することができるようにするものです。それは出願書類の作成の難しい局面です。明細書が十分に明確でなければ、特許は拒絶されるかまたは取り消されるからです。

特許願書はまた、特許請求項（revendications）を含んでいなければなりません。それは、保護対象を決定するものです。

出願には手数料の支払が伴います。

4.2 願書の審査

特許の種類に応じて、審査は工業所有権局またはその他の機関によって行われます。例えば、ヨーロッパ特許についてはヨーロッパ特許庁が審査を行います。

最初に、純粹に形式的な審査が行われます。

願書の公開（出願公開、publication de la demande）はすぐに行われるわけではありません。実際、発明は、それが国防上の利益を有するか否かを国が確認できるよう、非公開にされなければなりません。5ヶ月を経過した場合は、行

政庁のゴーサインがあったものと見なされます。

さらに特許官庁によって審査が続けられ、直近の先行技術を確認する調査報告書 (rapport de recherches) が作成されます。

特許官庁は、特許を付与することができるか否かを審査します。この審査は特許の種類によって多かれ少なかれ入念に行われます。フランス特許については、工業所有権局は、進歩性のある発明行為の存否については審査しません。これに対し、ヨーロッパ特許庁は、ヨーロッパ特許についてそのような審査を行います。

審査の結果、特許は付与されるかまたは拒絶されます。

ヨーロッパ特許の場合は、特許の付与の後に、第三者による異議申立ての期間が設けられています。

特許の拒絶に対しては不服申立てをすることができます。

5. 特許によって与えられる権利

特許は、その名義人に、発明に対する独占を付与します。この独占は、一方では発明を実施する (exploiter) 権利として、他方では第三者が無許諾で発明を実施することを禁止する (empêcher) 権利として現れます。

5.1 特許の実施

特許権者は、自己の特許を実施する権利を有します。ただし、特許権以外の規定がその実施を禁止している場合を除きます (例：市場流通の承認を得ていない医薬品)。

特許権者は、自ら特許を実施するか、またはライセンスを与えること (すなわち、第三者に特許の実施を許諾すること) ことができます。

特許が実施されていないときは、理論上、公的機関がライセンスを命じることによって、その発明の第三者への実施許諾を特許権者に強制することができます。それは、特許の実施に利害関係を有する第三者の請求に基づき命じられる強制ライセンス (licence obligatoire) であることも、また、一定の公益上の

要請に応えるために国によって命じられる職権ライセンス（licence d'office）であることもあります（例えば、公衆衛生上の必要のため）。実際には、こうした場合はごくまれです。

5.2 特許の独占の範囲

原則として、特許権者は、第三者が発明を実施すること（すなわち、発明を使用し、生産し、輸入し、販売の申込みをし、または販売すること）を禁止する権限を有します。生産者または輸入業者については、善意であったからといって侵害が否定されるわけではありません。

しかし、独占には例外があります。例えば、特許権者は以下の行為を禁止することができません：

- ・非商業的な私的实施（つまり、個人的に自宅で実施すること）。
- ・実験のための実施（つまり、発明について研究を行うこと）。
- ・医薬品については、特許期間の満了を見据えてジェネリック医薬品の商品化の準備をするための実施。
- ・当該発明を先に実現していたが出願しなかった善意の第三者による、発明の個人的実施。
- ・ヨーロッパ域内市場を機能させるために、特許権者は、自己の同意を得てヨーロッパ連合において流通におかれた特許製品の加盟国間での流通を禁止することもできません。

5.3 特許の保護

第三者による特許の無断実施は、特許権侵害（contrefaçon）となります。

今のところ、ヨーロッパでは、特許の種類が何であれ、特許権侵害訴訟（action en contrefaçon）は国内裁判所によって国内法上の手続に従って裁判されます。特許権者の有する手段は、共同体レベルで多かれ少なかれ調和されています。しかし、いまだに国によって若干の相違があります。

フランスでは、特許権者は複数の訴訟上の手段を有しています。

侵害行為の証拠を収集するために、特許権者には、フランスに特有の、知的財産権侵害に基づく差押 (saisie-contrefaçon) の手続が用意されています。裁判官のもとに出頭し、侵害行為をしたと疑われる者のところに執行吏 (huissier de justice) を差し向けることを許可するよう申し立てることで十分です。執行吏は、警察職員および鑑定人の援助を受けることができます。執行吏は、サンプルの採取を伴った目録作成による差押 (saisie descriptive)、または、侵害に関連する製品、文書などの現実の差押 (saisie réelle)、そして、侵害に用いられた設備の差押も行うことができます。差押を有効なものとするため、特許権者は差押から30日以内に本案の訴えを提起しなければなりません。

手続の間、特許権者にはまた、情報提供請求権 (droit d'information) に関する手続が用意されています。これによって、侵害訴訟の原告は、裁判官に、正当な障害のある場合を除いて、すべての要素に関するあらゆる文書または情報の提出を命じるよう、裁判官に請求することができます。場合により、罰金強制を付すこともできます。若干の要素とは、製造業者等の所在地、生産・販売された製品の数量、および侵害品の価額です。この文書提出命令は、被告に対してのみならず、侵害に関与したすべての者に対しても発することができます。これによって、例えば、eBayのようなサイトから、サイト上での取引および侵害品に関する情報の開示を受けることができます。

特許権侵害訴訟は、特別の裁判所に提起されます (2009年10月9日のデクレ (政令) 第1205号により、パリ大審裁判所が専属的管轄権限を有する：訳者注)。侵害の存在を信ずるに足りる場合、急速の措置を得ることを可能とする急速審理 (référé) のような緊急手続を適用することができます。

特許権侵害が明らかとなった場合、侵害者は特に、罰金強制の下に侵害行為の継続を禁止され、また、特許権者に損害賠償金を支払わなければならないこととなります。すでに市場におかれている侵害品は、回収され、没収され、または廃棄されることがあります。判決は公開されることがあります。

特許権侵害は、刑事の犯罪でもあります。侵害者は、場合により有罪判決を

受けることもあります（最長3年の拘禁刑および30万ユーロ以下の罰金刑）。

侵害者となるのを避けるために、非侵害宣言（déclaration en non-contrefaçon）の手続があります。これによって、経済主体は、商品を売り出す前に、その商品が特許権を侵害するか否かという問題について意見を述べるよう、特許権者に請求することができます。

6. 特許権の消滅

特許権は、以下の事由によって消滅します。

6.1 特許存続期限の到来によって

6.2 放棄によって

特許権者は、特許の効力の全部または一部を放棄することができます（例えば、若干の特許請求項の放棄によって）。

6.3 特許料の支払の停止によって

特許を有効に保つためには、特許料を毎年支払わなければなりません。その支払を停止した場合、特許権者は特許を放棄したものとみなされます。

6.4 所有権に基づく取戻の訴え（revendication）によって

特許が、第三者の権利を害する出願によって取得された場合、発明に対する権利（droit sur l'invention。3. で述べた「特許を出願する権利」のこと：訳者注）を有すると思う者は、裁判上で、〔発明に対する〕所有権を取り戻すことができます。

6.5 特許の取消によって

特許が特許要件を満たしていない場合には、取消が行われます。特許の取消は、裁判上で請求しなければなりません。取消は本訴として請求されることも

あれば、侵害訴訟の被告によって反訴として請求されることもしばしばあります。

特許の無効は絶対的効力を有します。特許は存在しなかったものと見なされ、特許に関して締結された契約は自動的に失効します。

II. フランス法における商標

商標とは識別標識です。商標の識別機能 (fonction distinctive) は、ヨーロッパ共同体の判例によって、商標の本質的機能として認められています。

「識別」機能とは何を意味するのでしょうか。これは、標識が有する、ある経済主体の商品 (produits) および役務 (services) をその競争者の商品および役務から区別する能力です。一定の商標を付して供給された商品または役務をすでに経験している消費者が、満足を得た場合には購買を繰り返し、満足のいかなかった場合には購買を繰り返さないことができるようにするのです。

例：コココーラの商標は、一定のコーラ飲料を他のコーラ飲料から区別することを可能にします。

この意味で、消費者は、商標の付された商品または役務が商標権を有する企業に由来するものであること、少なくとも、それが商標権を有する企業の監督下に供給されていることを知ることができるので、商標は出所の保証機能 (fonction de garantie d'origine) を果たすわけです。

1. フランスの領土において効力を有する商標の種類

1.1 国内商標

1988年12月21日の共同体指令89—104号 (2008年10月22日の共同体指令2008—50号によって取って代わられた) は、ヨーロッパ連合内部で国内商標法の多くの側面を調和させました。

1.2 国際商標

1891年のマドリッド協定は、世界知的所有権機関での商標の国際出願（*dépôt international*）を組織しています。〔国際出願の対象となる〕すべての願書は、複数の国内願書に分かれます。しかし、各国の国内商標は、5年間、いずれかの締約国の商標官庁に対してなされた基礎出願（*dépôt de base*）に依存します。すなわち、基礎出願が取り消された場合には、その他の出願もまた消滅します。

1.3 ヨーロッパ共同体商標

1993年12月20日の共同体規則40—94号は、域内市場調和局（Office pour l'Harmonisation du Marché Intérieur: OHMI=OHIM）によって付与され、ヨーロッパ連合全域において効力を有するヨーロッパ共同体商標権を創設しました。商標は、ヨーロッパ連合全域において登録要件を満たしていなければなりません。商標がある加盟国における登録要件を満たしていない場合、願書は〔各国向けの〕国内願書に変更することが可能です。

共同体商標（したがって27ヶ国を包含する）の登録料は、7ヶ国において国内商標を出願した場合の登録料にほぼ相当します。

2. 商標として出願することができるものは何か

商標登録を得るためには、選択された標識がまずもって商標となりうるものでなければなりません。この段階を乗り越えたとしても、さらに、選択された標識が商標登録要件を満たしていることが要求されます。

2.1 商標となりうる標識

理論的には、どのような標識でも出願することができます。法律は、以下のような例示列举を設けています：

- ・あらゆる形式の名称からなる標識、例えば：
 - 単語または単語の組合せ（既存の単語または純粹の造語）

そのような表現は正確さと明瞭さに欠け、商標権の保護範囲を決定するという役割を果たさないからです。

- 「ミ、レ（シャープ）、ミ、レ（シャープ）、ミ、シ、レ、ド、ラ」と表現する？→登録されません。そのような表現は正確でなく、明瞭でなく、それ自体として完全でもなく、とりわけ、旋律をなす音の高低と長短を決定するという役割を果たさないからです。
- 五線紙に音符を配した楽譜で表現する？→登録されます。

鶏の鳴き声の擬声語を商標として登録するにはどうすればよいのでしょうか？

- 「鶏の鳴き声」と表現する？→登録されません。そのような表現は正確さと明瞭さに欠け、商標権の保護範囲を決定するという役割を果たさないからです。
 - 「cocorico」と表現する？→登録されません。人が発音するような擬声語そのものと、擬声語が音声で表現しようとする実際の音との間にはずれがあるからです。その証拠に、擬声語は言語によって違いがあります（英語では「cockediddledo」；ドイツ語では「kukuleku」など）。
- ・ 色彩：色合いを明確にするために番号を用いて表します。
 - ・ 嗅覚の標識（芳香）：これは原則として排除されるものではありませんが、これを適切に視覚的に表現する方法はまだ見つかっていません。

2.2 登録要件

商標として登録されるには、標識は内在的な登録要件を満たさなければなりません。登録要件が満たされていない場合、登録は拒絶され、登録後にそれが判明した場合には登録は無効にされます。これが絶対的無効事由と呼ばれるも

のです。これには2種類があります：

- ・識別性 (catactère distinctif) の欠如
- ・違法性の存在

標識が内在的な登録要件を欠いていないにもかかわらず、既存の権利を侵害している場合にも、商標登録は拒絶されます（または商標登録が無効にされます）：標識の使用可能性 (disponibilité) の要件があるのです。

2.2.1 標識の識別性

識別性の評価は、実務上、商標権に関する最も重要な問題のひとつとなっています。

識別性を評価するに当たっては、以下の3つの原則が適用されます：

- ・識別性は、指定された商品および役務との関係で評価されます（例：「テーブル」は家具については識別性をもちませんが、菓子については無条件に識別性をもちます）。
- ・識別性は、関連する公衆 (public pertinent) との関係で評価されます（例：事業者または一般公衆）。
- ・識別性の評価は全体的観察によって行われなければなりません（つまり、識別性のない要素の結合は識別力をもつことがあります）。

伝統的に、標識が以下のカテゴリーのいずれかに含まれる場合には、その標識は識別性をもたないものと見なされます：

a) 日常語または専門語における、商品または役務の、必然的、総合的または慣用的な名称 (désignation nécessaire, générique ou usuelle) のみからなる標識。

ただし、外国語における総称 (terme générique) は、それがフランスの日常語または専門語に入り込んでいない場合には登録を妨げられません。

この基準は、形象の標識にも適用されます：例えば、一定の色彩コードは、一定の商品について慣用されるために識別性をもちません（例：通常の牛乳については赤、部分脱脂乳については青、脱脂乳については緑）。

b) 商品または役務の特徴、とりわけ、種類、質、数量、用途、価値、地理的出所、商品の製造時期または役務の提供時期などを記述する標識 (signe descriptif)。

実際の例：「Saveur à l'ancienne（昔ながらの味わい）」（食品について）；「Cirque de Chine（中国サーカス）」（サーカスについて）；「Cuisine créative（創作料理）」（雑誌について）など

ただし、イメージを強く喚起する標識の登録は妨げられません。例：「Femmes（女性）」（女性雑誌について）；「Monster（モンスター）」（テレビゲームについて）

c) 商品の性質または機能によって決定される形態、または、商品に実質的価値を与える形態のみからなる標識

この要件は、純粋に機能的または意匠的な三次元の形態 (forme tridimensionnelle purement fonctionnelle ou purement esthétique) に関するものです。実際、これらの形態は別の方法によって保護されなければならないはずで、機能的形態は特許権によって、意匠的形態は意匠権または著作権によって、というようにです。それらを商標権で保護することは、他の権利の保護要件および期間制限を迂回することになるでしょう。

拒絶された機能的形態の例：レゴブロック；髭剃り機のヘッド；錠剤の形態。

純粋な意匠的形態として考えられる例：ドレスまたは宝石の形態、家具のデザイン。しかし、これらの形態が意匠的性質に加え商品の出所を特定することに役立つ場合、それらは商標権によって保護されうるでしょう。保護の可否の境界線を引くのは非常に困難です。例：Starck氏のデザインした、みかん搾り

機の形態が出願されています。また、ブランドの宝石の象徴的モチーフが出願されています。

要するに、識別性を有するには、標識は指定された商品および役務との関係で任意性をもつ (arbitraire) ものでなければならないのです。

伝統的に、フランス法は、標識が識別性を有するには任意性をもつものであれば足りると考えてきました。共同体法の影響下で、標識が消費者によって商標として認識されることが要求されるようになっていきます。それによって、通常、出所を表示するものとは認識されない色彩、スローガンなどの標識の登録を難しくしています。

最後に、純粋に機能的または意匠的な形態の場合を除いて、識別性は使用によって取得されることがあります。

2.2.2 標識の適法性

一定の標識は、特別法により、または一般的利益に属する原則に反していることにより禁止されています。

例えば、特別法により、国または赤十字のような国際機関の、名称、旗または標章を商標として登録することは禁止されています。

公序良俗に反する商標を登録することも禁止されています。例：食用油に使用される「Beurre liquide (液体バター)」の商標（「バター」という用語は、フランスでは、摂氏20度で固体の状態を保つものにしか使われないからです）；（麻を原料とする商品に使用される）「Cannabia (マリファナ)」の商標。ただし、香水に使用される「Opium (阿片)」の商標は認められました。

誤認的商標 (marque trompeuse) を出願することは禁止されています。例：工場加工品についての「Comme à la maison (自家製風)」、通常の食品についての「Ma santé adore (健康の源)」。

2.2.3 標識の使用可能性

商標は、先行する権利を侵害する場合には出願することができません。先行

する権利とは、例えば、商標、社名（混同のおそれ（risque de confusion）がある場合）、商号、看板（フランスの領土全体において知られ、混同のおそれがある場合）、原産地呼称（香水に使用される「Champagne（シャンパーニュ）」の商標）、著作権、意匠権、人格権（氏名または肖像に対する権利）、都市または地方の名称のことで。

さらに、出願が第三者の詐害を目的とする場合、判例は、第三者が排他権を有していないとしても、それが無効事由となりうることを認めています。例：（今日がそれに当たりますが）Halloween（ハロウィン）という商標が菓子を指定商品として出願され登録されましたが、後に取り消されました。というのも、それは、すべての菓子製造業者にとって有用な用語を専有するという詐害の目的で出願されたからです。

したがって、商標を出願する前に、標識が先行する権利を侵害していないことを確認するために先行使用調査（recherche d'antériorités）を行うことが重要です。フランスの工業所有権局は先行する権利の確認を行いませんし、出願人としては、標識に投資をしたにもかかわらず、第三者の権利を侵害するとして登録を拒絶されるおそれがあるだけに、先行使用調査はなおさら重要です。

3. どのように出願するか

- ・ 商標の所有権は登録（enregistrement）によって取得されます（ただし、〔周知商標の使用者は他人の商標登録の無効を裁判上請求することができるという意味で〕周知商標（marque notoire）の場合を除く）。
- ・ 出願は、商標官庁を通じて行われます（フランス特許については工業所有権局、国際商標については世界知的所有権機関、ヨーロッパ共同体商標については域内市場調和局）。商標官庁は実体要件について審査しますが、使用可能性については審査しません。
- ・ 出願人は自然人であることも法人であることもあります。商標は共有されることができません。相互主義がある場合を除いて、国籍要件はありません（国際商標を取得することができるのは、マドリッド協定の加盟国の国民に限られま

す)。

- ・商標は、出願日（または優先日）から効力を有します。
- ・出願が受理された場合は、願書の公開が行われます。願書の公開によって、[第三者が] 意見を述べまたは異議を申し立てるための期間が開始します。
- ・商標権の存続期間は10年（国際商標については20年）です。
- ・商標権は、無限に更新可能です。

4. 商標登録によって与えられる権利

登録は、商標に対する所有権（独占）を与えます。特許と同様に、この独占は、権利者に、権利侵害を禁止することおよび権利を利用することを可能にします。この最後の点については、特に述べる必要もありませんので、保護の問題に焦点を絞りましょう。

4.1 独占の内容

商標権とは所有権、すなわち、商標を使用し（utiliser）、他人が権利を侵害するのを禁止する絶対的排他権です。

権利者は以下の行為を禁止することができます：

- ・同一の商品または役務に使用するために標識をそのまま複製すること（reproduction du signe à l'identique）。

例：海賊品（偽のジーンズ、偽のLouis Vuittonのバッグ）

[リーバイスとの関係では]「501スタイル」という表示も禁止されます。

商品または役務に商標を付すことも、商品または役務に関係する文書（パンフレット、カタログ、広告、ドメインネームなど）に商標を付すことも禁止されます。

ヨーロッパでは現在、インターネットにおける閲覧数を増やすために、他人の商標を隠れキーワードとして使用する行為が商標権侵害となるか否かが大きく議論されています。

- ・類似の商品または役務に使用するために標識をそのまま複製すること、または、同一もしくは類似の商品もしくは役務に使用するために標識を模造すること（imitation du signe）。ただし、混同のおそれのあることが条件です。

標識の類似性は、外観、称呼（例：JokerとPoker）または観念（例：外国語とその翻訳語）に基づいて（sur les plans visuel, auditif ou intellectuel）判断されます。

商品および役務の類似性は、消費者がそれらを同一の出所と結びつけるおそれがあるか否かによって判断されます（例：服と靴）。

- ・著名商標（marque renommée）の権利者は、その商標が非類似の商品について複製されまたは模造された場合にも訴訟を提起することができます。

例：オリンピックを意味する「Olympique」の語を模造した「Olymprix」の語をスーパーマーケットの販売促進キャンペーンに使用すること

4.2 商標権に対する若干の制限

- ・業としての使用（usage dans la vie des affaires）でなければ、商標権侵害とはなりません。

したがって、商標のパロディを作ることは商標権侵害とはなりません。有名な事件にグリーンピース事件というのがあります。環境保護団体が、石油企業の活動を非難するためにその商標をもじったというものです。業としての使用がないという理由で商標権侵害は否定されました。

- ・商標権者は、商標を通常の意味において使用することを禁止することはできません。

このことは、著名商標についても言えます。フランスのスポーツ用品店の著名商標であるデカトロンの例を挙げましょう。デカトロンとは通常は十種競技を意味します。そのデカトロンという単語を、十種競技の選手を揶揄するサイトの名称に使用することが商標権侵害に当たるかが争われたことがあります。その場合、デカトロンは通常の意味において使用されていると判断されました。

- ・商標権者は、自分自身により、またはその同意を得てヨーロッパ共同体またはヨーロッパ経済圏において販売された商標品の流通を禁止することはできません。

これに対し、商標権者（例えばリーバイス）は、アメリカで購入されたジーンズが自己の許諾なくヨーロッパに輸入されることを禁止することができます。

- ・社名、商号または看板への標識の使用が、登録に先行する場合または善意の第三者による自己の氏（nom patronymique）の使用に当たる場合には、商標権者は、その使用を禁止することができません。
- ・商品または役務の用途、とりわけ付属品または部品としての用途を示すために必要な、案内のための商標の使用である場合は、商標権者はその使用を禁止することができません。

4.3 商標の保護；商標権侵害訴訟（action en contrefaçon）

特許権侵害について述べたことがここでも妥当します。なお、商標権侵害となる使用に対して5年間権利を行使しなかった場合には、商標権者はそれに対して商標権侵害訴訟を提起することはできなくなります。

5. 商標権の消滅

特許権と同様、商標権は、放棄、所有権に基づく取戻しの訴え、または登録要件の不遵守による取消によって消滅します。しかし、それ以外に、商標権固有の消滅事由が存在します：

5.1 不使用による失権（déchéance pour défaut d'usage）

正当な理由なく、5年間継続して、指定商品または指定役務について実質的な使用をしなかった商標権者は、失権を課されることになります。

5.2 陳腐化（dégénérescence）

商標権者の行為によって、商標が取引上の慣用的名称となってしまった場合、

商標権は消滅します（例：「pinacolada（ピニャコラーダ）」、「vintage（ヴィンテージ）」、「スーパーマーケットのカートに使用される」「caddy（キャディ）」など）。商標権者がなんら対策を講じない場合にのみ、陳腐化したものと判断されます。

5.3 誤認的となった商標

当初はそうでなかった商標が、状況の変化によって誤認をもたらすようになることがあります。例えば、商標が、当初予定されていたのとは異なる商品または役務に使用されるようになった場合です。この場合、商標は取り消されることになります。

フランスの工業所有権法を概観していただいたところで、私の話はひとまず終えて皆さんの質問を受け付けたいと思います。

[付記] 本稿は、2009年10月31日に慶應義塾大学三田キャンパス南館で行われた、2009年度大陸法特別講義「様々な無体所有権」第1回目の原稿の翻訳である。当日は、大橋が講義を通訳し、金山直樹慶應義塾大学大学院法務研究科教授が質疑応答の通訳を行った。本文中、訳文で補った語は亀甲括弧で示した。訳文とは別に説明を要する事柄については丸括弧で示し、最後に「:訳者注」の表示を付した。